

## 地下横断歩道（早間田地下道）広告掲出募集要領

県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。

ついては、地下横断歩道（早間田地下道）の掲示板へ掲出する広告を次のとおり募集します。

### 1 広告関係規程

広告掲出に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「地下横断歩道広告掲出実施要領」に基づいて行います。

### 2 掲出場所等

(1) 所在地

山口市中河原地内

(2) 施設名

県道巖島早間田線 早間田地下道

(3) 通行者数（早間田交差点付近歩道における平成 22 年度の実績）

約 1,600 人/日

### 3 広告媒体

早間田地下道の掲示板

※掲示板は県で用意します。

### 4 広告の規格

B 2 版（縦 728 mm×横 515 mm）以内

### 5 募集枠数

16 枠

### 6 広告掲出の要件

(1) 山口県広告掲載基準第 3 条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。

(2) 山口県広告掲載基準第 4 条及び第 5 条に該当する内容の広告は掲載できません。

**※詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。**

(3) 広告掲出に当たっては、別途、道路の占用の許可が必要となります。

(4) 広告掲出に当たっては、山口市屋外広告物条例に基づく許可が必要となります。

※1 枠につき、屋外広告物等許可手数料(300 円（消費税及び地方消費税を含みます。))が必要となり、広告内容を変更する場合も同様です。

※屋外広告物条例に係る問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市役所 都市整備部 都市計画課（TEL 083-934-2831）

## 7 広告掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間で1か月単位とします。

※広告内容は1か月単位で変更可能です。

## 8 広告料の申込価格（1枠当たり）

月額2,000円を最低価格とします。（消費税及び地方消費税を含みます。）

※広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

※別途、道路占用料（1月87円/㎡、1年870円/㎡）が必要となります。

## 9 募集方法等

### (1) 募集期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）まで

ただし、申し込みのなかった広告枠については、その後も随時受付をします。

### (2) 申込方法

早間田地下道広告掲出申込書（様式1）に、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、防府土木建築事務所山口支所維持管理第二課までメール、持参又は郵送等により提出してください。郵送の場合は、令和7年2月12日（水）必着とします。

ただし、申し込みのなかった広告枠については、その後も随時受付をします。

### (3) 広告主の決定方法

「6 広告掲出の要件」に基づき、早間田地下道の掲示板への広告の掲出が適当であると認めた者のうち、早間田地下道広告掲出申込書に記載されている広告掲出の申込額が高い方から順に広告主に決定します。

※同額での申込者が2者以上あるときは、くじにより広告主を決定します。

※広告主を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を通知します。

## 10 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、早間田地下道広告掲出承認願（様式2）と広告原稿を指定する日までに防府土木建築事務所山口支所維持管理第二課まで提出してください。

※審査後、結果を文書により通知します。（様式3、様式4）

※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

## 11 広告料等の納入

広告料及び道路占用料は県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

## 12 問い合わせ先

〒753-0064 山口市神田町6-10

防府土木建築事務所山口支所 維持管理第二課

TEL 083-922-2797

FAX 083-922-3106

Mail yamashi1070@pref.yamaguchi.lg.jp

(様式1)

## 早間田地下道広告掲出申込書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申込者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者部署・氏名 )

(電話 局 番)

早間田地下道の掲示板への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。

### 記

- 1 広告掲出希望施設  
県道厳島早間田線 早間田地下道
- 2 広告媒体  
早間田地下道の掲示板
- 3 広告の規格
- 4 広告掲出期間  
年 月 日 から 年 月 日まで か月間
- 5 申込枠数  
                      枠
- 6 広告掲出の申込額  
                      円/月 (消費税及び地方消費税を含む)
- 7 その他  
広告の掲出に当たっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び地下横断歩道広告掲出実施要領を遵守します。

### 添付資料

- 1 申込者の業種及び事業内容が分かるもの (会社概要、パンフレット等)

(様式2)

早間田地下道広告掲出承認願

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者部署・氏名 )  
(電話 局 番)

下記のとおり、早間田地下道の掲示板へ広告の掲出をしたいので承認をお願いします。

掲出施設・場所	
申 込 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( か月間)
広告の大きさ	
広 告 の 内 容	別添のとおり

(様式3)

第 号  
年( 年) 月 日

様

山口県知事 ○ ○ ○ ○

## 早間田地下道広告掲出承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった早間田地下道の掲示板への広告の掲出について、下記のとおり承認したので通知します。

### 記

- 1 掲出施設及び場所
- 2 掲出期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告内容  
申込みのとおり
- 4 その他  
広告の掲出に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

(様式4)

第 号  
年( 年) 月 日

様

山口県知事 ○ ○ ○ ○

## 早間田地下道広告掲出不承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった早間田地下道の掲示板への広告の掲出について、下記の理由により不承認としたので内容を修正してください。

### 記

- 1 掲出施設及び場所
- 2 広告内容  
申込みのとおり
- 3 掲出できない理由